

さいたま市介護予防訪問介護サービス運営規程

社会福祉法人 清 澄 会

社会福祉法人清澄会さいたま市介護予防訪問介護サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清澄会が開設するホームヘルプセンター白鶴ホーム（以下「事業所」という。）の訪問介護員が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正なさいたま市介護予防訪問介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ホームヘルプセンター白鶴ホーム

(2) 所在地 さいたま市岩槻区宮町1丁目5番12号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

従業者の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上

さいたま市介護予防訪問介護サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、介護予防訪問介護サービス計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員 常勤換算3名以上（サービス提供責任者を含む）

さいたま市介護予防訪問介護サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日（営業日以外は必要に応じ要相談）・祝日

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 7:00～19:00

(サービスの提供方法、内容及び利用料等)

第6条 さいたま市介護予防訪問介護サービスの提供方法及び内容は次のとおりとし、さいたま市介護予防訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行うさいたま市介護予防訪問介護サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 通常の事業の実施地域から、片道2キロ以上5キロ未満250円
- (2) 通常の事業の実施地域から、片道5キロ以上10キロ未満500円
- (3) 通常の事業の実施地域から、片道10キロ以上は1キロにつき100円加算

3 前項に係る駐車場料金は、実費を徴収することとする。

4 第2項及び第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明をした上で同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、岩槻区とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 サービスの提供中に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医及び利用者の家族への連絡を行うとともに、管理者に報告する。

(苦情処理)

第9条 管理者は、提供したさいたま市介護予防訪問介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員に置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清澄会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。